

## 福岡県八女市長が2015年（平成27年）1月19日に発した、自宅外での飲酒の自粛要請の撤回を求める会長声明

2015年（平成27年）1月19日、福岡県八女市長の三田村統之市長は、同月18日に八女市職員が酒気帯び運転で現行犯逮捕されたことを契機として、臨時職員を含む全市職員約900人を対象に、2月末まで公私を問わず自宅以外での飲酒の自粛要請（以下、「八女市飲酒自粛要請」という）を発した。

当会は、2014年（平成26年）3月13日、2012年（平成24年）5月21日に福岡市長が発した、1カ月間にわたる公私を問わない自宅外での飲酒の自粛要請（以下、「福岡市飲酒自粛要請」という）に対して、①福岡市長および福岡市人事課の言動に照らせば、同自粛要請には事実上強制力があるといわざるを得ないこと、②飲酒による不祥事を未然に防止し、市民の信頼を回復するという同自粛要請の目的を達成するために、より規制の程度の少ない手段が想定しうると言う意味で必要最小限度のものとは言えないと判断した。

その上で、同自粛要請は、公権力による私生活への干渉であり、憲法13条の保障する自由権の侵害であるとして、福岡市に勧告をした。

今回の「八女市飲酒自粛要請」は、口頭による自粛要請という形をとっており、職務命令ではなく罰則を伴うものでもないため、法的強制力があるわけではない。

しかし、市長から自宅外での飲酒の自粛を求められた市職員としては、その違反に対して職務上なんらかのペナルティが課されるのではないかと圧力を感じ、飲酒を控えることになると考えられる。これが萎縮効果を有することは否定できない。

そして、2月末までという期間を区切った「八女市飲酒自粛要請」についても、当会が「福岡市飲酒自粛要請」について、「（飲酒による不祥事を未然に防止し市民の信頼を回復するという）目的を達成するための、より規制の程度の少ない手段が想定しうると言う意味で、必要最小限度のものとは言えない」という判断が妥当するものと考えられる。

従って、「八女市飲酒自粛要請」は、公権力による私生活への干渉であり、憲法13条が保障する自由権の侵害のおそれがあるといわざるを得ない。

当会は、八女市長に対し、直ちに、「八女市飲酒自粛要請」の撤回を求めるものである。

2015年（平成27年）2月26日

福岡県弁護士会

会長 三浦 邦俊